

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月12日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第4号

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務）</p> <p>第19条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第15条第1項及び第8項から第11項までの規定による感染症の発生状況、動向及び原因の調査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第15条第3項から第5項までの規定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は当該検体の採取に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第15条の3第1項及び第2項の規定による体温その他健康状態に関する報告又は質問及び調査に関すること。</u></p>	<p>（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務）</p> <p>第19条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第15条第1項の規定による感染症の発生状況、動向及び原因の調査に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>

(5) 法第16条の3第1項、第3項及び第5項から第7項まで（法第23条、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は検体採取の措置等に関すること。

(6) 法第17条（法第23条において準用する場合を含む。）の規定による健康診断の勧告及び措置等に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) 法第24条の2の規定（法第49条の2において準用する場合を含む。）による苦情の申出の受理及び処理結果の通知に関すること。

(20) 法第26条の規定による法第19条から第23条及び第24条の2の規定の二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者への準用に関すること。

(3) 法第17条（法第23条及び第49条において準用する場合を含む。）の規定による健康診断の勧告及び措置等に関すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 第24条の2の規定による苦情の申出の受理及び処理結果の通知に関すること。

(17) 法第26条の規定による法第19条から第23条及び第24条の2の規定の二類感染症患者への準用に関すること。

(21) 法第26条の3第1項、第3項及び第5項の規定（法第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）による検体若しくは感染症の病原体の提出又は収去等に関すること。

(22) 法第26条の4第1項、第3項及び第5項の規定（法第50条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）による検体の提出又は採取等に関すること。

(23) （略）

(24) （略）

(25) （略）

(26) （略）

(27) （略）

(28) （略）

(29) （略）

(30) （略）

(31) 法第35条第1項の規定（法第50条第1項及び第4項において準用する場合を含む。）による立入り、質問及び調査に関すること。

(32) 法第36条第1項、第2項及び第4項の規定（法第50条第1項、第5項及び第6項において準用する場合を含む。）による消毒その他の措置に係る書面による通知又は掲示に関すること。

(33) 法第37条第4項（法第42条第2項において準用する場合を含む。）の規定による入院患者等からの申請

(18) （略）

(19) （略）

(20) （略）

(21) （略）

(22) （略）

(23) （略）

(24) （略）

(25) （略）

(26) 法第35条第1項の規定による立入り、質問及び調査に関すること。

(27) 法第36条第1項、第2項及び第3項の規定による消毒その他の措置に係る書面による通知又は掲示に関すること。

(28) 法第37条第3項（法第42条第2項において準用する場合を含む。）の規定による入院患者等からの申請

の受理に関すること。

(34) (略)

(35) (略)

(36) 法第44条の3第1項の規定による新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する感染を防止するための報告又は協力に関すること。

(37) 法第44条の3第2項の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者に対する感染を防止するための報告又は協力に関すること。

(38) 法第44条の7第1項、第3項及び第5項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は検体採取の措置等に関すること。

(39) (略)

(40) (略)

(41) (略)

(42) (略)

(43) (略)

(44) 法第49条の2の規定による苦情の申出の受理及び処理結果の通知に関すること。

(45) 法第50条第1項から第6項までの規定による新感染症に係る消毒その他の措置及び書面による通知又は掲示に関すること。

(46) 法第50条の2第1項の規定による新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対す

の受理に関すること。

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

(34) (略)

(35) (略)

(36) 法第50条第1項、第3項及び第4項の規定による新感染症に係る消毒その他の措置及び書面による通知又は掲示に関すること。

る感染を防止するための報告又は協
力に関すること。

(47) 法第50条の2第2項の規定に
よる新感染症の患者に対する感染を
防止するための報告又は協力に関す
ること。

附 則

この規則は、令和3年2月13日から施行する。

(健康福祉部保健予防課)